

2022年2月3日

ニッケ（日本毛織株式会社）
大阪府中央区瓦町3丁目3-10

印南工場の土壌汚染に係る調査結果について

当社の印南工場において、土壌汚染対策法第3条に基づく調査を実施いたしました結果、一部の範囲において下記の通り基準値を超過する特定有害物質が検出されました。汚染が判明した範囲については速やかに応急措置を講じるとともに、今後、加古川市の指導を受けながら適切に対策を実施いたします。つきましては、その概要についてお知らせいたします。

記

1. 調査対象地

兵庫県加古川市米田町船頭字川下461番1の一部 他3筆

調査面積：6,650 m²（当社印南工場の一部）

2. 調査実施日

2021年（令和3年）9月21日～2021年（令和3年）11月12日

3. 土壌の調査結果

調査結果のうち、指定基準（土壌含有量）を超過したものは次表の通りです。

<土壌含有量>

特定有害物質名	測定結果	土壌含有量基準	指定基準超過区画の面積	最大値 検出深さ	超過地点数 ／調査地点数
鉛及びその化合物	390mg/kg (2.6倍) ^{注1}	150mg/kg	41.9 m ²	0～0.5m	1／68

注1：（）内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

4. 調査地の使用状況

調査地はもともと個人所有の田畑、山林、宅地でした。1919年（大正8年）及び1929年（昭和4年）に当社の所有となり、その後ユニフォーム用生地を製造する工場として活用しています。

5. 講じた応急措置の内容

汚染が判明した範囲のうち、裸地部分（約 42 m²）に応急措置として不透水シート等で被覆措置を講じるとともに、当該区域の立ち入り禁止の措置を講じました。

6. 今後講ずる措置の内容

加古川市の指導のもと、基準不適合が確認された土壌について、法令等に基づきながら適切に対応してまいります。なお、現時点では表面の被覆により汚染土壌が拡散・飛散するおそれはありません。

汚染対策につきましては、近隣住民の皆様にご迷惑をお掛けすることのないよう対応してまいります。

以上

※本件に関するお問い合わせ先

ニッケ

総務法務広報室長 松本 義子

TEL : 06-6205-6600

人とみらい開発事業本部

開発事業部 不動産部長 中野 浩史

TEL : 078-333-8066